

Ⅵ 数値目標の設定

平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする本計画の数値目標設定については、相談支援事業所等の関係機関と十分連携し、障がい者個々の状況やニーズに基づき、サービス種別やサービス量を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がい者に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者、あるいは養護学校卒業者等、新たにサービスを受ける方々の状況を踏まえ、更には第4期障がい福祉計画の実績等も考慮したうえでの数値目標とします。

注：各年度の人数、日数等の数値は、年間実績の月平均の数値となっています。

注：平成 29 年度の数値は、平成 29 年 3 月～9 月までの平均数値となっています。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

相談支援事業所等を通じて精神障がい者の利用増もありましたが、65 歳到達による、介護保険サービスへの移行も進み、ここ数年、利用者数については月 30 人前後で横ばい状態が続いております。今後、難病患者の利用も含め、微増していく傾向と思われます。

◆居宅介護利用者数の実績と見込量													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	31	25	25	27	32	36	35	35	43	39	31	32	35	38	40
時間	454	399	463	455	388	420	401	444	494	448	356	376	420	456	480

(2) 重度訪問介護

本市では重度訪問介護の利用実績はありませんが、国では重度訪問介護の対象拡大を進めており、今後、在宅での環境整備が充実、推進される中、障がい者やその家族のニーズに応じて、対応していきます。

(3) 同行援護

平成 23 年 10 月から新たなサービスとして開始され、視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスで、月 4～5 人の利用実績があります。今後もほぼ同程度の利用が見込まれます。

◆同行援護利用者数の実績と見込量							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	2	4	4	4	4	4	4	5	5
時間	12	30	32	34	36	36	36	45	45

(4) 行動援護

一人では行動のできない知的障がい者や精神障がい者を対象としたサービスで、ここ数年月5～6人の利用実績となっています。札幌近郊でのグループホーム入居者や滝川市近辺では、ないえ福祉会で実施している福祉有償運送を利用したサービスのサービス活用が見られ、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆行動援護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	0	1	2	4	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
時間	0	40	34	87	43	60	35	38	43	45	65	74	60	60	60

(5) 重度障害者等包括支援

本市では重度障害者包括支援の利用実績はありませんが、今後、在宅での環境整備が充実、推進されるなか、障がい者のニーズに応じて対応していきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

重症心身障がい者を対象とした滝川通園事業所たんぽぽの家のサービスが法改正により平成 24 年度から生活介護サービスに変更され、また、トータルサポートリアルが新たに同サービスをスタートするなど、利用者の増加が見られました。今後、在宅通所者や養護学校卒業者等で介護が必要な方などの新規利用者の増が見込まれます。

◆生活介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	6	8	20	37	76	99	114	120	124	128	124	124	131	133	136
日数	73	95	331	655	1,574	2,080	2,275	2,397	2,456	2,579	2,489	2,518	2,620	2,660	2,720

(2) 療養介護

重症心身障がい者施設入所者の日中活動について、平成 24 年度から実施機関が北海道から滝川市に移行となりました。今後も同程度の利用が見込まれます。

◆療養介護利用者数の実績と見込量

								見込量		
年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
利用人数	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10

(3) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者の方が対象で、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションと併せ生活等に関する相談および助言その他必要な支援を行うサービスです。支給期間に制限があり、平成 23 年度 1 名の利用を最後に、その後の利用実績はありません。

(4) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者または精神障がい者の方が対象で、地域で自立した生活を送られるよう、生活能力の維持、向上を図るため必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他必要な支援を行うサービスです。生活訓練事業所ひなたが新たに事業所を立ち上げたことに伴い、主に精神障がい者の利用増加がありました。支給期間に制限があるため、同程度の利用を見込みました。

◆自立訓練（生活訓練）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	0	0	4	7	6	4	4	9	20	18	19	17	17	18	18
日数	0	0	89	140	109	92	67	127	299	262	272	241	255	270	270

(5) 宿泊型自立訓練

知的障がい者または精神障がい者の方が対象で、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力の維持、向上のための訓練、生活等に関する相談および助言その他必要な支援を行うサービスです。現在、旭川市、札幌市、室蘭市に 4 人の方が利用しております。また、支給期間に制限があるサービスですが、事務的に終了させることなく、審査会等に諮り障がい者個々の状況を踏まえたうえで支給期間の延長を認める指針が出ており、今後も同程度の利用を見込みました。

◆宿泊型自立訓練利用者数の実績と見込量

							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
利用人数	1	2	3	2	2	3	4	4	5

(6) 就労移行支援

就労を希望する障がい者に一定期間、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、一般就労に結びつけるため、ハローワーク滝川や障がい者就労・生活支援センターひびきと連携し今後も多くの障がい者の方が一般就労できるよう期待されています。

養護学校等を卒業する障がい者に対しては、就労移行支援事業所のアセスメントおよび相談支援事業所のモニタリングを進めながら、卒業後にスムーズにサービス提供ができるよう努めております。支給期間に制限があるため、利用実績をもとに同程度の利用を見込んでいます。

就労移行支援を行う事業所は、滝川市内においては「ほほえみ工房」（定員 6 人）1 か所のみと

なっているため、今後において更に拡充されることが望まれております。

◆就労移行支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	3	2	7	5	10	9	7	6	9	16	14	10	10	11	12
日数	61	32	144	110	200	200	145	119	143	270	251	183	180	198	216

(7) 就労継続支援（A型）

65 歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。滝川市内に2つの事業所が新設され、砂川市にも新たに事業所が立ち上がり通所者の増加が見られましたが、利用者については、ほぼ横ばいであり、同程度の利用を見込みました。

◆就労継続支援（A型）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	0	2	2	3	2	2	3	8	11	14	32	34	34	36	36
日数	0	42	42	64	46	46	50	160	209	275	586	621	646	684	684

(8) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。増加傾向にある精神障がい者の方、一般就労に結びつくことが困難な知的障がい者の方を対象に滝川市内や近郊にも新たに事業所が立ち上がり、今後のサービス利用希望者も増加していくことが予測されます。

◆就労継続支援（B型）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	1	4	10	44	67	82	118	124	130	137	143	156	185	195	200
日数	6	64	160	689	1,253	1,560	2,058	2,197	2,284	2,368	2,488	2,739	3,330	3,510	3,600

(9) 就労定着支援（新規事業）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	2	3	3

(10) 短期入所

短期入所の利用もここ数年横ばい状態が続いていますが、滝川通園事業所たんぽぽの家が重症心身障がい児者対象に1人/日の受け入れを開始し、また市内に新規事業所えーるが開設され、今後、利用者の増加が見込まれます。

◆短期入所利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	11	6	6	6	7	7	6	6	9	7	5	9	9	10	12
日数	71	75	54	28	58	90	65	47	80	60	50	84	81	90	108



	見込量内訳					
	短期入所（福祉型）			短期入所（医療型）		
年度	30	31	32	30	31	32
人数	8	9	11	1	1	1
日数	72	81	99	9	9	9

3. 居住系サービス

(1) 施設入所支援

平成 17 年 10 月の施設入所者数は 102 人で、平成 28 年度末時点では 76 人と 26 人の減となっており、地域移行が進められています。

平成 23 年度に新十津川町の吉野園が施設入所を廃止しグループホームに移行され、その後も各事業所でグループホームが整備され、本人の意向を確認しながら随時、地域移行が進められております。

国の指針に合わせると、平成 32 年度までに 6 人減の 70 人となりますが、現在の入所者は高齢で重度の方も多く、また、養護学校卒業者等の新規重度障がい者の方の施設入所も見込まれ、ほぼ横ばいで推移すると予想されます。

◆施設入所者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	97	98	98	99	93	79	78	77	77	81	77	75	76	75	74

(2) 共同生活援助（グループホーム）

平成 26 年度からケアホームがグループホームに一元化され、介護サービス包括型と外部サービス利用型に分かれ整備されてきました。滝川市内でも定員 86 人のグループホームが現在設置されています。今後も施設整備が進むことが見込まれ、養護学校の卒業者や在宅の障がい者で親が高齢化して同居が困難になるケースもあり、今後も入居者が増加することが見込まれます。

◆グループホーム入居者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	16	24	32	43	53	68	67	74	82	86	97	101	107	110	118

(3) 自立生活援助（新規事業）

障がい者支援施設やグループホームから賃貸住宅等一人暮らしを希望する障がい者を対象に、一定の期間訪問するなどして、指導、助言のほか医療機関など関係機関との連絡調整など支援を行います。

見込量			
年度	30	31	32
利用人数	2	2	2

4. 計画相談支援・地域相談支援について

障がい福祉サービスを利用する障がい者全員に計画相談・サービス等利用計画を作成するため、滝川市内の相談支援事業所はもちろん、全道各地の相談支援事業所と連携して取り進めているところです。滝川市においてはセルフプラン（指定特定相談支援事業者等以外の者が作成したもの）の方が数人おりますが、今後も障がい者個々に合った適正なサービスを支給できるよう取り進めています。

(1) 計画相談支援

見込量			
年度	30	31	32
利用人数	45	48	50

（２）地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院のほか、救護施設等の保護施設や矯正施設に入所入院している障がい者を対象に地域移行を図り、自立した日常生活を送られるよう支援を行うものです。相談支援事業所および病院、関係機関と十分連携し取り組んでいきます。

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	2	2	2

イ 地域定着支援

主に地域移行された精神障がい者が安定した地域生活を送れるよう地域定着に向けて支援を行うものです。相談支援事業所のほか関係機関と連携を図り取り組んでいきます。

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	1	1	1

5. 障がい児通所支援

平成 24 年度の制度改正に伴い、それまでの障害者自立支援法の児童デイサービスから児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスに変更となり障がい児の支援強化が図られてきました。

滝川市内では滝川通園事業所たんぽぽの家において重症心身障がい児を対象にサービスを開始するなど、市内外を含め事業所の新規開設等の理由により利用者の増加傾向がみられます。

（１）児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行っています。

滝川市こども発達支援センターや滝川通園事業所たんぽぽの家の利用が主なものとなっています。

◆児童発達支援利用者数の実績と見込量							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	67	61	64	68	61	59	62	65	70
日数	165	145	162	175	156	176	186	195	210

（２）医療型児童発達支援

児童発達支援のサービスのほか治療を提供するもので、滝川市内には事業所はありません。平成 24 年度に旭川市内事業所の利用者を最後にその後の利用はありません。

（３）放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスで、今後も利用者の増加が見込まれるとともに、重度の障がい児の方々の利用日数の増加が見込まれます。

◆放課後等デイサービス利用者数の実績と見込

							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	29	38	41	42	64	81	83	85	90
日数	128	190	221	208	422	553	560	570	590

（４）保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行うもので、今まで滝川市内では実施しておりませんでした。平成 30 年度から新たに取り組んでまいります。

見込量			
年度	30	31	32
人数	2	3	4
日数	12	18	24

（５）障がい児童相談支援

障がい児の保護者や特別支援学級、養護学校等と十分連携を図り、障がい児個々の適切な支援利用計画を作成します。

見込量			
年度	30	31	32
利用人数	32	34	36

6. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために滝川市が主体となって取り組む事業です。

<必須事業>

◇理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業で、教室やイベント等を開催する中で取り組んでいきます。

◇自発的活動支援事業

障がい者が日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者その家族および地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業で、災害対策や孤立防止活動ボランティア活動等、障がい者団体や各種団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

◇相談支援事業

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、その保護者または介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がい福祉サービスの利用支援のほか、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のために必要な援助、相談支援を行います。

あわせて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員を配置し、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業ならびに身体・知的・精神障がい者の相談業務を総合的に行う相談支援を推し進める基幹相談支援センターの強化を図ります。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる知的障がい者または精神障がい者に対し、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用および後見人の報酬を助成します。

◇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

◇意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話奉仕員（通訳者）の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、要約筆記者の派遣については、ニーズに応じて検討していきます。

◇日常生活用具給付事業

障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

◇手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、研修事業を開催する中で手話奉仕員の養成を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行います。

<任意事業>

◇訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保、提供し、家族の就労支援および家族の一時的な休息を支援します。

◇その他 社会参加支援事業

■声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体等の広報紙や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。